(7)・(8)　（略）

(9)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（㈣及び㈤については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

㈣・㈤　（略）

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)　診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	507単位
ii　要支援２	637単位
b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	534単位
ii　要支援２	664単位
c　診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i　要支援１	525単位
ii　要支援２	655単位
d　診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i　要支援１	564単位
ii　要支援２	715単位
e　診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i　要支援１	596単位
ii　要支援２	747単位
f　診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i　要支援１	585単位
ii　要支援２	736単位

(6)・(7)　（略）

(8)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

㈣・㈤　（略）

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)　診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	507単位
ii　要支援２	637単位
b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	534単位
ii　要支援２	664単位
c　診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i　要支援１	525単位
ii　要支援２	655単位
d　診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i　要支援１	564単位
ii　要支援２	715単位
e　診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i　要支援１	596単位
ii　要支援２	747単位
f　診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i　要支援１	585単位
ii　要支援２	736単位